

宋代の后と帝嗣決定権

秦玲子

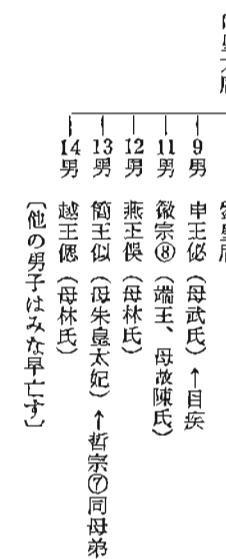
一、はじめに

谷口やすよ氏は「漢代の皇后権」において、漢代では、皇帝が帝嗣を定めずに死亡した場合、その皇后は宗室・外戚・重臣・皇帝生母・寵妃のいずれにもまさる特権的な帝嗣決定の権限を有すること、を立証した。⁽¹⁾ 本稿は、谷口氏が漢代についてその存在を立証したのと同様の現象が、宋代にも存在したことを証明し、さらに若干の考察を加えることを、目的とする。

まず北宋の哲宗⁽²⁾崩御から徽宗⁽³⁾即位にいたる場面を紹介する。⁽²⁾ (図一参照)

哲宗元符三年（一一〇〇）正月十一日己卯、哲宗、福寧殿で崩御、享年二十五歳。……皇太后は殿の東に座り、簾を垂れていた。宰臣・執政、簾の前にいたる。向皇太后は泣いて、宰相章惇らをさとす。みな泣く。皇太后は言う。「我が國家にとつて不幸なことに、お亡くなりになつた皇帝には男子がありません。天下の一大事を早く定めなくてはなりません。」章惇は激しい声でいった。「礼律によれば、同じ母から生まれた弟である簡王を皇帝に立てるべきであります。」皇太后は言う。「神宗⁽⁴⁾皇帝の諸子のなかで申王が最年長ではありますが、目に疾患

〈図1〉 哲宗⑦崩御時の帝室の家族関係



「長幼という点から言えば、申王が年長で、礼律からいえば同じ母から生まれた簡王を立てるべきです。」皇太后は言う。「双方とも神宗の子であり、どうしてその順番に違いますか。端王を立てるべきです。また先帝はかつて端王には福寿も仁孝もあり、他の皇子とは違うと言つていました。」ここで知枢密院事曾布は言う。「章惇は皆と相談したのであります。皇太后の御方針は極めて適切だと存じます。」尚書左丞蔡卞が言う。「皇太后の御意志にお任せいたします。」中書侍郎許将もまた言う。「皇太后の御意志にお任せすべきです。」章惇は黙ってしまった。

……まもなくして端王が到着し、ひとり福寧殿の東に召され、おじぎをおえると、殿に上がり、章惇らが従い、

寝室の簾の前にいたった。皇太后は「哲宗に男子なく、そなた端王が皇帝になるべきです。」とさとした。端王

は答えて言う。「申王が兄でございます。」何回も固辞する。皇太后は言う。「申王は病氣で、そなたが次の男子

なのだから、皇帝に立たなくてはいけません。辞退してはなりませんよ。」王はまた再三辞退し、皇太后は再三

かれをさとした。章惇らは前に進んで言つた。「天命は端王にあります。陛下は宗廟・社稷のためを考えて、辞

退してはなりません。」そこで徽宗は皇帝の位についた。⁽³⁾

皇太后はまず、哲宗崩御の直後に重臣を集め、帝嗣の選択について議論させる。帝嗣決定シーンには帝嗣候補者は達は参加していない。帝嗣が決定されたのち、皇太后がはじめてそれを呼び出し即位を命じた。また当時、哲宗⑦生母（朱皇太妃）、哲宗嫡妻（劉皇后）も健在であったが、向皇太后（神宗⑥嫡妻）のみが登場している。

向皇太后の左記のような行動は、偶発的な一回性なものではない。『文獻通考』『宋会要輯稿』といった制度を記録した書物に明示されてはいないが、当時の人々が無言のうちに実行していた習慣に従つたものであった。本稿の目的はこの習慣の実在を証明し、またそれをシステムとして細かに記述すること（複数の帝嗣決定に関わるる人間が存在した場合、どの地位にある人の決定により多くの権威が配分されていたか？）である。

以下では、皇帝と后妃の間、重臣と后妃の間、后妃の間の権威配分、という二つの観点からこの問題を考察する。便宜的に前の二者をまとめて問題化するが、その段階では、后妃の間の違いは証明されていないので、その違いには言及しないという意味で、関わった女性の普通名詞として后妃と表記することにする。

二、皇帝と后妃の間、重臣と后妃の間の権威配分について

本稿で問題にしているのは、実際に帝嗣の人選にどのくらい后妃の意見が反映されたか、ではなく、后妃の「御墨付」を得ることがどのくらい形式的に不可欠であったかである。本章では、まず前述の徽宗即位の事例よりもさらに積極的な事例、すなわち重臣全体（あるいは重臣の中の最有力勢力）と后妃が対峙しているような事例を挙げる。

1、理宗即位の経緯

寧宗④には男子が一人生まれたが（兌王）幼くして死⁽⁴⁾した。そこで、宗室の詢を宮中で養い、成人してからは皇太子に立てたが、これもまた二十九歳にして死んでしまう。⁽⁴⁾そこで寧宗のいとこ（沂靖惠王）の後継ぎ（貴和、すなわち竑）を皇子とし、沂靖惠王の後継ぎには、改めて宗室の中から費誠（すなわち昀）を選んだ。ところが、竑は時

があるので、次の端王を立てるべきでしょう。」章惇はまた言う。「長幼という点から言えば、申王が年長で、礼律からいえ

ば同じ母から生まれた簡王を立てるべきです。」皇太后は言う。「双方とも神宗の子であり、どうしてその順番に違いますか。端王を立てるべきです。また先帝はかつて

端王には福寿も仁孝もあり、他の皇子とは違うと言つていました。」ここで知枢密院事曾布は言う。「章惇は皆と相談した

あります。」ここでも端王を立てるべきです。また先帝はかつて

端王には福寿も仁孝もあり、他の皇子とは違うと言つていました。」ここで知枢密院事曾布は言う。「章惇は皆と相談した

の実力者史弥遠と折り合いが悪く、日頃から自分が即位したら史弥遠を遠くに流す、などという発言を側近の者にしていた。それを漏れ聞いた史弥遠は大いに恐れ、匂を皇子に立てるべく画策し、密かに匂と連絡をとりはじめた。

嘉定十七年（一二三四年）閏八月三日丁酉、寧宗危篤状態におちいる。史弥遠は夜に匂を呼びだして入宮させたが、楊皇后はまだこれを知らなかつた。史弥遠は皇后の兄の子である楊谷と楊石を遣わして廢立のことを皇后に告げたが、皇后は許さず、「皇子は寧宗がお立てになつた人です。どうして好き勝手に変えたりすること（擅変）ができますか」と言つた。この夜、彼らは全部で七回往復したが、皇后はついに許さなかつた。楊谷らはなお涙を拭いて言う。「内外の軍人や民の衆望がすでに（匂に）集まっているのに、匂を立てなければ、わざわいが必要や生じ、楊氏は完全に滅ぼされてしまふでしょう！」皇后はしばらく沈黙したのち、言つた。「その人はどこにいるのですか？」史弥遠らは匂を召した。皇后は匂の背中を軽くたたいて言つた。「そなたは今、私の子になりました！」ついに詔を矯りて竑を廢して濟王となし、匂を立てて皇子となした。（匂は）帝位についた。

この匂が理宗⁽⁵⁾である。何も知らない竑は、寧宗の死後、匂が柩前で舉哀の礼を終わらせたのち、ようやく召される。

百官が遺制を聞くために整列する段になると、夏震は竑を引っぱつて從来の班に並ばせた。竑がいぶかしがると、夏震は、宣制前はここにいて、宣制がおわった位につくのだ、と説明する。ところが、間もなく、ともしびの影に誰かがすでに天子の坐にあるのが遙かに見え、宣制が終わると、閣門が賛成の声をあげ、百官は挙舞して新皇帝の即位を祝い、竑も夏震に首をつかまえられておじぎをさせられた。そして竑は開府儀同三司になり、その後、濟陽郡王、判寧國府、濟王と進み、湖州に移り住んだが、五ヶ月後（宝慶元年正月、一二二五年）クーデターにかつがれ、失敗すると自殺させられた⁽⁷⁾。

史弥遠が他の重臣を丸め込んでいたにもかかわらず、楊皇后のところへ楊谷らを七回も往復させなければならなか

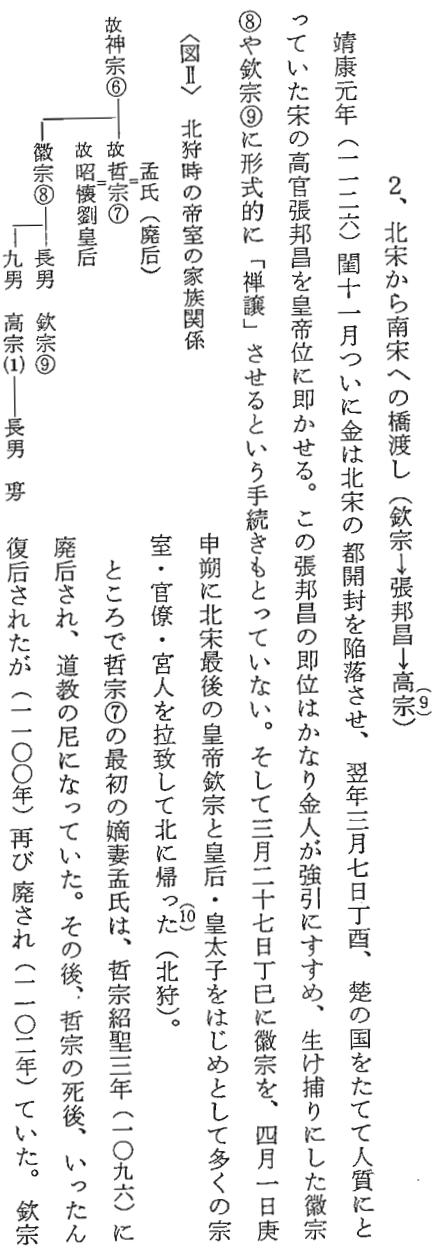
つたという点から、楊皇后の「御墨付」は他の誰の贊意よりも意味があつたことが推測される。また楊谷・楊石は外戚であったが、やはり彼らも楊皇后に「お願い」しなくてはならなかつた。楊皇后の権威と、外戚の政治力が、少なくとも形式上、区別されたことが分かる。しかし、楊皇后が寧宗の遺志をかえることは擅変であると主張していたり、その行為がのちに「詔を矯る」と表現されているところから、皇帝と皇后では、やはり皇帝の意思の方が重視されていたことが分かる。

ところでこれはビビッドな事例ではあるが、楊皇后の行動を目撃した人が少ないという問題点を残している。そのため例えば『宋史全文統資治通鑑』卷三十、三十一等は楊皇后には言及せず、単に史弥遠が危篤の寧宗に強いて理宗を皇子にするという主旨の詔を出させたとしている。そこで次に、后妃がより表に登場した場合について見る。

2、北宋から南宋への橋渡し（欽宗→張邦昌→高宗⁽⁹⁾）

靖康元年（一二二六年）閏十一月ついに金は北宋の都開封を陥落させ、翌年三月七日丁酉、楚の国をたてて人質にとっていた宋の高官張邦昌を皇帝位に即かせる。この張邦昌の即位はかなり金人が強引にすすめ、生け捕りにした徽宗⁽⁸⁾や欽宗⁽⁹⁾に形式的に「禅讓」させるという手続きもとつていない。そして三月二十七日丁巳に徽宗を、四月一日庚申朔に北宋最後の皇帝欽宗と皇后・皇太子をはじめとして多くの宗

（図II） 北狩時の帝室の家族関係



の即位後も復后的動きが再びあったが、その詔が下される前に、欽宗は北に連れ去られた。そのため孟氏は開封市内の私邸に住んでいて、金軍の手配を免れ開封に残っていた⁽¹¹⁾（図Ⅱ参照）。また高宗⁽¹⁾は欽宗の弟。金の北狩の四ヶ月程前の靖康元年十二月に、相州（河北西路、今河南省北部）に兵馬大元帥府を開き、翌年二月に济州（京東西路、今山東省西部）に移動していく、これも金人の手を免れた⁽¹²⁾。

金人が四月一日庚寅朔に北に帰ると、閻髪をいれず宋の遺臣の間で張邦昌を退け、高宗を皇帝に立てようとする動きが激しくなる。張邦昌も割合すんなり高宗擁立に同意する。

金軍が帰ると……呂好問は張邦昌に言った。「人心があなたに向いたのは金人の脅威にしいられただけであって、金人がもう去つてしまつたなら、どうしてあなたが位についているでしょうか？ 康王は外地に久しくおり、衆望は彼に集まっている。どうして彼を皇帝に戴かないでいられましようぞ。」また呂好問は続けた。「まずは元祐皇后を迎え、康王に早く即位していただくようにお願いすべきである。それが最も安全な方法であろう。」監察御史馬伸もまた康王をお迎えすることを請うた。張邦昌はそうすることにした。王時雍は言った。「いったん事をおこすと後戻りは難しいのですから、よく熟慮すべきです。後日にはそをかんで悔やんでも、どうしようもありません。」徐秉哲は傍らにいて王時雍に賛成したが、張邦昌は耳をかさなかつた⁽¹³⁾。

孟氏（ここでは元祐皇后）を禁中に迎えることが、高宗（ここでは康王）を皇帝に立てる手続きの一部である、と呂好問に意識されている。そして金が北に帰った三日後、靖康二年（一一二七）四月四日癸亥、孟氏は延福宮に迎えられ、「宋太后」と尊称される。そして、濟州では、八日丁卯、謝克家が「大宋受命の宝」を持参して、高宗は懃哭してひざまづいて受けとり、九日戊辰には即位地が応天府に定められる。また同日、開封では、張邦昌は孟氏を元祐皇后と改め、自らは皇帝位を退く。孟氏は垂簾聽政し、その後約二十日間の皇帝空位期間、「皇后」として宋王朝を司

ることになる。そして張昌邦は在京の百官を率いて勅進表を奉るが、高宗許さず。十五日甲戌、孟氏は自筆で内外に高宗をして統を嗣がしめることを告げる。十六日乙亥、百官は再び表して請うが、高宗は許さない。十八日丁丑、孟氏の手書を携えた灝解らが濟州にいたり、百官が三たび表すると、高宗は臨時に国事を担当することを許す。二十四日癸未に高宗は応天府にいたり、孟氏は有司に詔して即位儀礼に備えさせる。ついに五月一日庚寅朔、高宗は「壇に登りて命を受け、礼がおわりて懃哭し、遙に二帝に謝し、府治において即位す。」同日、孟氏は開封で簾を撤し、翌日元祐太后と尊称される。張邦昌はのちに死を賜つた⁽¹⁵⁾。

「高宗の即位が父の徽宗、兄の欽宗から……直接、皇帝位を授權された訳ではなかった。……直接の授權関係がない以上、もし両帝が帰還したならば、康王は皇帝の僭称——反逆罪を問われる可能性があつた。」廢后されていた孟氏個人に実質的な力があつたはずはない。彼女はまさに皇后経験者であつたという経歴だけで、高宗の即位を正当化し、北宋から南宋への連続性を保証するために利用可能な存在だとみなされたのである。

3、宋代の全二十例について

皇帝生前に帝嗣即位
皇帝死後に帝嗣即位
立太子未完了→皇帝死後に帝嗣即位

后妃登場せず 登場して同意する 登場するが同意せず

皇帝生前に帝嗣即位	3 (A α)	2 (A β)	1 (A γ)
立太子→皇帝死後に帝嗣即位	3 (B α)	2 (B β)	0 (B γ)
立太子未完了→皇帝死後に帝嗣即位	0 (C α)	2 (C β)	0 (C γ)

(1)→孝宗⁽¹⁸⁾、孝宗(2)→光宗⁽¹⁹⁾の場合で、后妃が登場して同意を示したの(A α)は、寧宗⁽⁴⁾→徽宗⁽⁸⁾→欽宗⁽⁹⁾、高宗⁽¹⁷⁾。

場合、登場したが同意しなかったの(A β)は、寧宗⁽³⁾→寧宗⁽⁴⁾は光宗⁽³⁾が病氣で公の場に出ることができず、寧宗⁽²⁾→高宗⁽¹⁾の場合は皇帝が年少の場合である。また高宗(1)→寧宗⁽⁴⁾において、高宗が健康で成人であったにも関わらず孟皇后が登場しているのは、クーデターという緊急事態に際して時間稼ぎのためといえよう。后妃は皇帝自身が事を進めることができないような事情がある場合のみ登場しているが、逆に言えば、そのような事情があるとき重臣たちは自分たちのみで事を処理してしまわずに、后妃を登場させているのである。

皇帝が皇太子を立てた上で死亡しその後に次の皇帝が即位した五例のうち、帝嗣即位時に后妃が登場しないの(B α)は、真宗⁽³⁾→仁宗⁽⁴⁾、英宗⁽⁵⁾→神宗⁽⁶⁾、理宗⁽⁵⁾→度宗⁽⁶⁾の場合は、太宗⁽²⁾→真宗⁽³⁾の場合は、太宗の李皇后が宦官の王繼恩に操られて、太宗の決定に疑問を表明したが、重臣に「先帝の決めたことです」という手続き論によつて避けられた。神宗⁽⁶⁾→哲宗⁽⁷⁾の場合、皇太子決定以前に神宗が重病になり、高皇后の垂簾聽政の間に皇太子が定められた直後に神宗が死亡した。そのため立太子も帝位継承も皇太后がニシヤティブをとつてゐるが、神宗が微かに領いて同意したことが記録の上では決定の要になつてゐる。すなわち皇帝の意思が立太子という形式で明示されてゐた場合、宋代の后妃はそれを変えることはしていないが、それでも特殊な状況下において、かつぎだされたのは、后妃であった。

皇帝の意思が明らかになつても、立太子が完了しなかつたの(C β)は、仁宗⁽⁴⁾→英宗⁽⁵⁾と寧宗⁽⁴⁾→理宗⁽⁵⁾

(本章第一節)の場合。いずれも皇帝に男子がなかつたため、宗室から「皇子」が選ばれたが、立太子前に皇帝が死亡してしまつたケースである。皇子に選ばれた段階で誰の目にも帝嗣たることが明らかであつたと思われるので、「立太子なし」には分類しなかつた。一方は皇帝の意思を推し進めただけの場合で、もう一方は皇帝の意思を曲げた場合であるが、いずれの場合も、重臣との関係では、后妃が一定の役割を果たした点で一致している。

立太子を全く経ずに皇帝の死後（あるいは皇帝の不在中）に帝位継承が行われた七例のうち、后妃が登場しないの(D α)は欽宗⁽⁹⁾→張邦昌、瀛国公⁽⁷⁾→是、是→昺の場合、后妃が登場して同意したの(D β)が哲宗⁽⁷⁾→徽宗⁽⁸⁾、張邦昌→高宗⁽¹⁾、度宗⁽⁶⁾→瀛国公⁽⁷⁾の場合、登場はしたが賛意を示した形跡がないの(D γ)が太祖⁽¹⁾→太宗⁽²⁾の場合である。欽宗⁽⁹⁾→張邦昌は金人が取り仕切つた場合（本章第一節）、瀛国公⁽⁷⁾→是、是→昺の二者は宋末の混乱の最中であった場合である。哲宗⁽⁷⁾→徽宗⁽⁸⁾、張邦昌→高宗⁽¹⁾は第一章、本章第二節で既述の通り、后妃は重要な役割を演じた。度宗⁽⁶⁾→瀛国公⁽⁷⁾即位の場合も、度宗が死亡すると、謝皇太后が議を開き、瀛国公の即位を定めた⁽³⁾。太祖⁽¹⁾→太宗⁽²⁾の場合は後述の通り、后妃はわずかに姿を見せるが、その意思是事実上無視される。

要するに、宋代の帝位継承二十例のうち四つの例外(D α +D γ)を除いて、他の十六の場合は必ず帝嗣は皇帝または后妃の同意を得た上で決定されている。すなわち宋代でも帝嗣決定は基本的に両者、あるいは一方の「御墨付」を得ることが原則である。そこには重臣との決定的な権威の差が存在した。また皇帝と后妃の間の関係を言えば、基本的には皇帝の意思が優先されていた。しかし皇帝が全てを取り仕切つたのは、そのうち六例(A α +B α)のみ。他の十例は皇帝の生前であつたり立太子が事前にあつた場合でも、后妃は重要な役割を演じているのである。

三、后妃の間の権威配分

次に、帝位繼承時に存命だった複数の后妃の間の権威の違いについて見る。この際、三つの観点、すなわち、1、后か妃か、2、輩行の上下（后妃の輩行は、その夫たる皇帝の輩行と同じくする）、3、皇帝生母か否か、という観点から、后妃が登場した十一例（ $A_B + B_B + C_B + D_B + A_T + D_T$ ）を対象として分析を加える。なお、表「各帝位繼承時の状況について」の「帝位繼承時に存命の后妃と皇帝・帝嗣母」という欄には、『宋史』后妃伝に登場する后妃、皇帝生母、および帝嗣生母で、『宋史』本紀、『統資治通鑑長編』、『皇宋十朝綱要』（南宋・李厚、萃編）、『東都事略』（南宋・王偁、萃編）、『建炎以来繫年要錄』、『宋会要輯稿』六冊后妃、『宋史全文統資治通鑑』、『宋季三朝政要』『文献通考』などと照らし合わせて、帝位繼承時に存命であったと推定されるものを列挙してある。

1、后か妃か

さて、后妃が登場した十一例のいずれの場合も帝位繼承に関与したのは后であつて妃ではない。ここでいう后とは皇后・皇太后・太皇太后のいすれかを指す。⁽³³⁾これは谷口やすよ氏と岡安勇氏の間におきた皇后権か皇太后権かという議論に終止符を打つための用語で、木村正子氏にならつたものである。⁽³⁴⁾

この十一例のうち、后と妃が同時に健在（存命で、北狩にあつたりしない場合）であったのは、仁宗⁽⁴⁾→英宗⁽⁵⁾、神宗⁽⁶⁾→哲宗⁽⁷⁾、哲宗⁽⁷⁾→徽宗⁽⁸⁾、光宗⁽³⁾→寧宗⁽⁴⁾、度宗⁽⁶⁾→瀛国公⁽⁷⁾の五例。さらにそのうち三例では存命の后よりも輩行が上である有力な妃が存命であるが（仁宗⁽⁴⁾→英宗⁽⁵⁾の場合の昭節沈氏、神宗⁽⁶⁾→哲宗⁽⁷⁾の場合の昭節

苗氏、昭淑周氏、馮氏、哲宗⁽⁷⁾→徽宗⁽⁸⁾の場合の昭節周氏、馮氏）、それでもなお、帝位繼承に關与したのは后である。

2、輩行の上下

后妃が帝嗣決定シーソンに登場した十一例のうち、輩行の異なる后が健在であったのは、神宗⁽⁶⁾→哲宗⁽⁷⁾（宣仁皇太后、欽聖向皇后）、哲宗⁽⁷⁾→徽宗⁽⁸⁾（欽聖向皇太后、昭懷劉皇后）。光宗⁽³⁾→寧宗⁽⁴⁾（憲聖吳太皇太后、成濟謝皇太后、慈懿李皇后）、度宗⁽⁶⁾→瀛国公⁽⁷⁾（謝皇太后、全皇后）の四例ある。いすれの場合も輩行のもうとも高い人物が登場している。

この点に関して、私の宋代に対する観察は、谷口氏の漢代に対する観察と異なる。

3、皇帝生母か否か

また皇帝の生母か否か、あるいは帝嗣の生母か否か、ということは、后と妃の間の違い、及び輩行の上下、の序列を覆すものではなかった。皇帝あるいは帝嗣生母が后でない場合、といふのは、皇帝・帝嗣がそれ以前の皇帝の実子ではあつたが生母が妃であった場合と、皇帝・帝嗣がそれ以前の皇帝の実子では無かつた場合の一通りがありうる。（表）「各帝位繼承シーソンの状況について」には、いすれの場合も帝位繼承時に存命であれば挙げてある。

さて帝位繼承シーソンに后妃が登場したケース十一例において、帝嗣生母（表の△印）で存命であったのは、神宗⁽⁶⁾→哲宗⁽⁷⁾の場合、光宗⁽³⁾→寧宗⁽⁴⁾の場合、寧宗⁽⁴⁾→理宗⁽⁵⁾の場合、度宗⁽⁶⁾→瀛国公⁽⁷⁾の場合の四例である。いすれも帝嗣生母は帝位繼承シーソンには登場していない。また皇帝生母が存命であったのは神宗⁽⁶⁾→哲宗⁽⁷⁾、哲宗⁽⁷⁾→徽宗⁽⁸⁾、度宗⁽⁶⁾→瀛国公⁽⁷⁾の三例。神宗⁽⁶⁾→哲宗⁽⁷⁾の場合は、欽聖向皇后（神宗⁽⁶⁾皇后、+哲宗⁽⁷⁾生母）ではなく、宣仁高皇

太后（英宗^⑤后、神宗^⑥生母）が登場しているが、後者は皇帝生母であつただけでなく、前者よりも葬行が上だつたので、その理由は分析不可能である。それに対し、我々の目的により適つた事例は、哲宗^⑦→徽宗^⑧の場合で、葬行が同じ向皇太后^⑨（神宗^⑥皇后、^ト哲宗^⑦生母）と朱皇太妃（神宗^⑥妃、哲宗^⑦生母）が存命であった。帝位継承シーンには向皇太后が登場している。度宗^⑩の生母黃氏は瀛国公^⑪の即位には関係していない（注32参照）。

さらに別の角度から見ると、帝位継承シーンに関わった十一人の女性は、歓喜向皇后以外、皇帝を生んだ者はいなが、それが理由で彼女らの資格が問われた形跡はない。帝嗣決定という機能は、あくまでも、皇帝母ではなく、皇帝嫡妻たる后に与えられたものと観念されていたと考えられる。

四、おわりに

太宗^⑫は太祖^⑬の弟であり、太祖には立太子をしていないとはいへ、成人して健健康な二人の息子があつた。ところが、開宝九年（九七六）十月、太宗は太祖の急死に乗じて、即位してしまう。^⑯太祖皇后宋氏は、太祖死の直後太祖の息子を呼びに遣いを出す、という形でわずかに登場はしているが、太宗の即位に同意をした節はない。太祖の遺言があつたという説もかなり怪しい。^⑯事実の上では、太宗即位は、皇帝・皇后のいずれの同意も得ない「自立」であったのである。^⑮ところが、彼はのちに趙普と組んで、「金匱の誓い」という作り話を発明する。太祖・太宗の生母であり父の嫡妻であった杜太后が、建隆二年（九六一）に死亡する前に、「太祖が天下をとれたのは、後周の世宗が幼兒を後継ぎにしたからである。したがつて宋王朝のために、太祖が百歳になつたら（死んだら）、弟に位を継がせなさい。弟が百歳になつたら、さらにその下の弟に位を継がせなさい。」とさとし、太祖はこれにしたがつて、趙普に命じて寝

台の前で誓約書をつくらせ、趙普は紙の最後に「臣趙普しるす」と書き、金匱に密かに保管していた、というのである。^⑯

我々にとって興味深いのは、この「金匱の誓」の真偽ではなく、このような逸話が役立つと考えた太宗や趙普の観念である。つまり彼らは、杜太后の言葉に従つたのだと言えば、帝嗣決定という公的な行為が少しでも正当化されると判断したのである。もちろん宣崎市定氏が指摘するとおり、将来さらに下の弟廷美に位を伝えるはずだという内容も重要であつただろうが、どの記載によつても、この約束をさせたのは杜太后であつて、弟の廷美でもなければ、周囲の群臣でもない。また史料によつては（宋史）昭憲杜皇后伝など）廷美への帝位継承について全く触れていないものすらある。太宗の強引な行動を可能にしたものは、彼の持つて生まれた資質であり、太祖とともに宋を建国したといふ実績であり、その過程で磨きぬかれた政治力であつた。しかしそれはどの太宗であつても、彼の生きた社会は、その即位が自立ではないが如き粉飾を必要とした。この「金匱の誓」は、おそらく作り話であるがゆえに、かえつてその社会が必要とした粉飾のパターンを、我々の目前に鮮やかに描き出しているように思える。

以上より葬行の一一番高い后には、皇帝が帝嗣の決定を表明できないときに帝嗣を決定する権限が存在したことが明らかになつたと思われる。

ところで帝位継承の際に宣布される遺制^⑰では、以上で観察したような太皇太后・皇太后・皇后の権威は表現されていない。例えば徽宗^⑪即位のときも、遺制は哲宗^⑦の名前のもとに発表され、その中では、徽宗に即位を命じたのはあくまでも哲宗であったかのごとき擬制が行われる。

では、后のこのような権威を正当化した思想は何なのであろうか。ここで思い出されるのが、滋賀秀三氏の描写す

るところの中国家族法における家族観と妻の地位である。すなわち皇帝の意思が明らかでないときにそれを補佐する後⁽⁴⁰⁾の権限とは、まさしく男子なき場合、夫の代弁者として夫の死後、後継ぎを決める寡婦の権利と同根であろうと思われる。そして筆者の観察した后と妃の違いは、滋賀氏そしてイーブリー氏が論じた妻と妾の違いに対応するのである。

すると次に帝位繼承と「家」の「承継」をバラレルに考えて良いのか、という疑問が生じうる。筆者が思うに、ここで重要なのは祭祀である。すなわちバラレルになつてゐるのは、〈帝位〉と〈家の財産〉なのではなく、〈帝位十祭祀〉(太廟の祭り)と〈家の財産十祭祀〉(祖先崇拜)なのである。じつさい、『朱子語類』や『二程集』などには皇帝の太廟の祭りと士大夫の祖先崇拜をバラレルに論じた言説⁽⁴¹⁾が散見される。

ところで西嶋定生氏や尾形勇氏の即位儀礼に関する議論の根底には、受命思想(堯舜の故事にならつた異姓の至徳者への帝位繼承)と世襲制(同じ血統内での帝位繼承)の矛盾を中国史が如何に整合させてきたか、という問題意識が存在する。谷口氏は、両氏の問題意識を受け継いで、ただし両氏の議論には立太子が軽視されているとして、后による帝位決定は皇帝による立太子に準じるものだ、というように議論を立てた。たしかに本稿でも確かめたとおり、立太子を経たのちの帝位繼承の場合、后が史料の上で登場することは少ないが、しかしぜロではない。皇帝の生前に后が登場する場合もある。そもそも后が史料の上で登場しない場合、それは本当に、先帝の死後から次帝の即位までの短い空位期間に后の役割が皆無であったことを意味するのか、それとも単に事件がなかつたことを意味するのか。もし、いかなる場合にも帝位繼承に際して后が一定の役割を担つていたとすれば、それは「家」と「国家」の接点としての皇帝位に関する議論を一步進めることになるであろう。さらに儀礼過程の細かな分析と皇帝位をめぐる思想史的理説が必要となる。今後の課題としたい。

注

〈資料略称〉 会編=三朝北盟会編、南宋・徐夢華撰、大化書局。萃編=宋史資料萃編・文海出版社。全文=宋史全文統資治通鑑、元・闕名撰、萃編二輯。宋季=宋季三朝政要、闕名撰、萃編三輯。長編=統資治通鑑長編、南宋・李焘撰、上海古籍出版社(上海本)および中華書局。要錄=建炎以来繫年要錄、南宋・李心伝撰、国学基本叢書。

(1) 谷口やすよ「漢代の皇后權」『史學雜誌』八七一一、一九七八年。皇后関係の資料を対象とした論文・著作は、娯楽用物語的なものを除いても、数多くあるが、帝位決定権について直接扱つたものは、ほかにはない。なお宋代の后妃については以下に挙げる千葉実氏の諸論文のほか、劉靜貞「從皇后干政到太后攝政」『國際宋代史研討會論文集』所収、文化大学出版部(台北)、一九八八年、彭利芸『宋代婚俗研究』新文豐出版公司、一九八八年。P. Chung, *Palace Women in Northern Sung*, Leiden: Brill (1981)。

(2) 皇帝の廟号のあと⁽¹⁾は北宋第一代皇帝を表し、⁽¹⁾は南宋第一代皇帝を表す。また太祖⁽¹⁾→太宗⁽²⁾は「太祖から太宗への帝位繼承」を意味する。なお例えれば欽宗⁽⁹⁾と高宗⁽¹⁾の間に即位した張昌邦の即位は、たとえば『宋史』などではその即位自体が否定されるが、本稿では後の正統化ではなく、現実の現象を指示するものとして、欽宗⁽⁹⁾→張昌邦、といった表記をすむ。

(3) 長編卷五〇(上海本四冊四八五五一九頁)。他に宋史(脱脱等撰、中華書局)卷二四二(欽聖憲肅向皇后伝)、卷二四六(楚榮憲王似伝)、卷四七(章惇伝)。

(4) 宋史卷二四六景献太子詢伝・八七三四一五頁。

(5) 宋史卷二四三恭聖仁烈楊皇后伝・八六五七頁。他に錢塘遺事(劉一清撰、文淵閣四庫全書)卷一・十二葉表裏。

(6) 宋史卷二四三恭聖仁烈楊皇后伝・八六五七八頁。他に同卷四六五・楊石伝・一三五九六頁。

(7) 宋史卷二四六鎮王竑伝・八七三五八頁。この事例については他に千葉実氏「南宋楊皇后」(『桐朋學園女子部 研究紀要』)五、一九九〇)も参考にした。

(8) 全文卷三〇、三一・嘉定一七年閏八月丙申の条・二四二一、二四二六頁、同卷三一紹定三年一二月の注・二四七四頁。統寶治通鑑(清・畢沅撰、古籍出版社)卷一六二・四四二二一三頁、西湖遊覽志餘(明・田汝成撰、文淵閣四庫全書)卷一・

〔八葉は宋史と同様のエピソードを残すが、両者が書かれた時代から言って、宋史からの引用であろうと推測される。〕

(9) 本節では、注に挙げた資料のほか、千葉契「孟皇后のこと」(『生江義男先生遺稿記念・歴史論集』所収、一九七八年)、寺地謙『南宋初期政治史研究』(渓木社、一九八八年)も参考にした。

- (10) 宋史卷三欽宗本紀・四三六頁。要録卷三一四。
- (11) 宋史卷一四三昭慈聖獻孟皇后伝・八六三四頁。要録卷一・六二頁。合編乙集帙六五・三三三頁。
- (12) 宋史卷一四高宗本紀・四四〇一一页。要録卷一一三。
- (13) 宋史卷四七五張邦昌伝・一三七九二頁。他に同卷三六一呂好問伝・一一三一一頁。
- (14) 宋史卷一四高宗本紀・四四二十三頁。要録卷四。
- (15) 宋史卷四七五張邦昌伝・一三七九三頁。要録卷三・七五頁、同卷七・一九一一二頁。
- (16) 寺地前掲書注(9)五六頁。なお徽宗とともに北遷した曹勛が金人の監視の目を密かに抜けだし、「便ち即真(即位のこと)して父母を救いに来るべし」という徽宗とともに北遷した曹勛が金人の監視の目を密かに抜けだし、「便ち即真(即位のこと)して父母を救いに来るべし」という徽宗とともに北遷した曹勛が金人の監視の目を密かに抜けだしきり着いたのが、四月九日戊辰か七月二十八日丙辰か、史料によって二通りの記載がある。本稿では、三月末に北遷して十日あまり徽宗と共にいたものが四月初めに済州に着くには時間的に無理があること、徽宗親書が高宗即位時の史書の記載や孟氏の手書などに全く引用されていないことから、宋史卷二四高宗本紀・四四七頁、卷二七九曹勛伝、要録卷四・四月九日戊辰の条の注に従い、七月説を採用した。たとえ曹勛帰還が四月九日だとしても、孟氏が迎えられたのはそれ以前であり、皇帝不在時に彼女の権威が重視されていたことに変わりはない。
- (17) 立太子(以下、立)・政和五年一月。帝位繼承(以下、承)・宣和七年十二月。長編拾補卷三四、五。
- (18) 立・紹興三年五月。承・同六年。宋史卷二二一三。要録卷二〇〇。千葉契「憲聖慈烈與皇后とその周辺」(桐朋学園大學短期大学部 紀要)三、一九八四。
- (19) 立・乾道七年一二三月。承・淳熙一六年二月。宋史卷三四一六。千葉前掲(注18)論文。皇宋中興兩朝聖政(闕名撰、萃編一輯)卷五〇。祠廟綱目備要(同上)卷一。
- (20) 立太子礼を経る前に承・紹熙五年七月。宋史卷三五一六、同二二八閔孔伝。四朝聞見錄(宋・蔡絛著、文淵閣四庫全書)卷四・一一二葉。全文卷二八。千葉前掲(注18)論文、同「輸侂胄」(山崎先生遺稿記念東洋史論集)所収、一九六七年。
- (21) (23) 明受の変。建炎三年三月五日癸未、苗傅・劉正彦らに退位を迫られて高宗は孟太后に判断を委ね、苗傅らは命がけで高宗退位の決定を彼女に請うが、彼女は許さず、結局、高宗は自ら位を三歳の息子寧に譲った。そして孟太后が垂簾聽政し、二十五日癸卯いつたん北狩りされた欽宗を中心に高宗を皇太弟、寧を皇太姫とし、皇帝位を実質空位にしたうえで、四月一日戊申朔高宗に復位を命じた。この位号の変遷の理由は、苗傅らを刺激せずに少しずつ事態を変えるため、また子が父に位を譲るという事態を避けるためであろう。宋史卷二五、同四七五苗傅伝、要録卷二二一。千葉前掲(注7)論文。
- (22) なお厳密な意味で「后的帝嗣決定」とは言いがたいので本稿の議論には入れなかつたが、德祐二年正月、五歳の瀛國公(7)が元のフビライに降伏する際も、瀛國公は「太皇太后の命を奉じて帝号を削去す」という文を進めている。宋史卷四七。元史(明・宋濂撰、中華書局)卷九。つまり宋王朝の締めくくりにまた后妃が登場しているのである。ちなみに德祐二年正月に伝国璽の明け渡し、同五月の天地・祖宗への報告が行われていることから、フビライの中統元年四月の即位(同卷四)はチングス・カンの子孫としての即位であり、南宋地域の皇帝としての即位は德祐二年五月をもつてする、と考えるのが適切であろう。
- (24) 立・天禧二年九月。承・乾興元年一月。宋史卷八一九。長編卷九二一、九八。
- (25) 立・治平三年一二月。承・同四年正月。宋史卷二三一四。長編卷二〇八一九。
- (26) 立・景定元年六月。承・同五年一〇月。宋史卷四五一六。全文卷三六。
- (27) 立・至道元年九月。承・同三年三月。宋史卷五二六。長編卷三八、四。
- (28) 立・承・元豐八年三月。宋史卷一六一七、同二四二寔仁聖烈高皇后伝、同四七一蔡確伝・邢恕伝・竇惟傳。長編卷三五一。千葉契「英宗宣仁聖烈皇后高氏」(木村正雄先生退官記念東洋史論集)所収、一九七六年)。なお長編の長い注は高皇后が哲宗ではなく神宗の弟顥を支持していたという點に關して。いずれにせよ彼女が帝嗣決定に關係し、表面的には哲宗即位を支持していたことに変わりはない。
- (29) 立皇子・嘉祐七年八月。承・同八年四月。宋史卷二二二。長編卷一九七一八。小林義広「漢議小考」(東海大学文学部 紀要)五四、一九九一年。男子のいない仁宗は英宗を皇子として宮中に迎えていたが、立太子完了前に崩御したので、曹皇后は韓琦「を呼び出して英宗が即位して問題なし、ということの確認をとつた。長編本文に「后定議、召皇子入、告以上晏駕、使嗣立」という表現がある。

〈表〉各帝位繼承時の状況について

	后妃 貢意	皇 帝 生 死	立 太 子	后妃の間
高祖①→太宗②	并	死	×	孝惠宋氏=太祖之女 太宗之生母
太宗②→高宗③	○	死	○	明敬武氏=太宗之女 高宗之生母
高宗③→仁宗④	—	死	○	真懿劉氏=仁宗之母 章懷李氏=仁宗之妃 二女=高宗之生母 章惠楊氏=真宗之妃 明惠沈氏=真宗之妃
仁宗④→英宗⑤	○	死	△	端拱皇后=仁宗之妃 懿慶蕭氏=仁宗之妃 一女=英宗之生母 昭節苗氏=仁宗之妃 淑妃周氏=仁宗之妃 德妃=仁宗之妃 惠妃=仁宗之妃 宜仁高氏=英宗之母 二女=神宗之生母△
英宗⑤→神宗⑥	—	死	○	昭穆郭氏=英宗之妃 慈惠育氏=仁宗之后 一女=英宗之生母 昭節苗氏=仁宗之妃 淑妃周氏=仁宗之妃 德妃=仁宗之妃 惠妃=仁宗之妃 宜仁高氏=英宗之母 二女=神宗之生母△
神宗⑥→哲宗⑦	○	死	○	端拱苗氏=仁宗之妃 淑妃周氏=仁宗之妃 德妃=仁宗之妃 惠妃=仁宗之妃 宜仁高氏=英宗之母 二女=神宗之生母△
哲宗⑦→徽宗⑧	○	死	×	明道周氏=仁宗之妃 蔡氏=仁宗之妃 欽淑周氏=神宗之妃 一女=徽宗之生母 徽柔張氏=徽宗之妃 一女=徽宗之妃 宜仁高氏=英宗之母 二女=徽宗之生母△
徽宗⑧→钦宗⑨	—	生	○	(昭穆孟氏=哲宗之妃 淑妃周氏=徽宗之妃 一女=徽宗之母 徽柔張氏=徽宗之妃 一女=徽宗之妃 宜仁高氏=英宗之母 二女=徽宗之生母△)

■=后妃が登場した場合。 「后妃覽意」欄 ○=賛成
△=帝位接承時に存命の后妃と皇帝・帝嗣母」欄 △=帝嗣生母。

×=登場したが賛成せず　—=登場せず。
「后妃登場」欄　○=左の者が登場　—=誰も登場せず。

- (31) 承_{II}徳祐一年五月。宋史卷四七。宋季卷六。

(32) 承_{II}至元一五年四月。宋史卷四七。宋季卷六。

(33) 承_{II}咸淳一〇年七月。宋史卷四六一七。なお宋史卷四六秋七月癸未の条には「帝崩于福寧殿、遺詔太子景耶皇帝位」とあるが、瀛国公が太子になったという記録は宋史本紀を含め他の史料にはない。また度宗(6)の生母黃氏は理宗(5)の弟の妾であり宋季卷五・徳祐(1年)一月乙卯の条より瀛国公即位当時存命であったと推定されるが、帝位継承シーンには登場していない。

(34) 皇后は皇帝嫡妻、皇太后は皇帝母、太皇太后は皇帝祖母を指すと昔われれるが（事物紀原・帝王后妃部など）、各事例から帰納的に見たところ、宋代では、劉皇太后の遺言をもつてなった仁宗慈母楊氏、後宮が空であった時の高宗生母韋氏以外に、皇后位を経ずして生きて太皇太后・皇太后位についたものはいない。また皇后=太上皇帝あるいは皇帝と同じ並行のもの（たゞの皇后=皇帝の妻、太上皇后=太上皇帝の妻、号つき皇后=皇帝と先帝の並行の先帝の妻）。皇太后=存命の最高皇帝経験者（太上皇帝がいれば太上皇帝、いなければ皇帝）より一つ上の並行のもの。太皇太后=存命の最高皇帝経験者より一つ上の並行のもの。

(35) 宋史前編（注1）論文。岡安勇「漢魏時代の皇太后」『法政史学』三五期、一九八二。木村正子「日本古代后繼に関する試論」『古代史の研究』三一、一九八一。

(36) 宋史卷三一四。長編卷一七。

(37) 宮崎市定「宋の太祖被弑説について」（『アジア史研究』三巻、東洋史研究会、一九六三年所収）

(38) 遷史卷八・景宗保寧八年一一月丙子の条に「宋王匡胤沒。其弟貝自立。」とある。

(39) 宋史卷二四二昭憲杜皇后伝、長編卷三二太宗太平興國六年九月辛亥の条。

(40) 潘賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年。P. Eubrey, "Concubines in Sung China," *The Journal of Family History* 11-1 (1986).

(41) 西嶋定生「漢代における即位儀礼」『復博士遺贈記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五、尾形勇『中國古代の「家」と國家』（岩波書店、一九七九）など。

付記 本稿は、漢学研究中心の訪問学者として台北滞在中に完成した。同中心に御礼申し上げたい。

(41) 西嶋定生『漢代における即位儀礼』『榎博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五、尾形勇『中国古代の「家」と國家』(岩波書店、一九七九)など。

〈図III〉宋帝室系図

